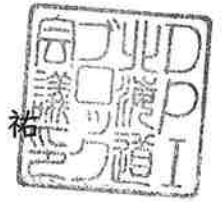


2024（令和6）年8月8日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

D P I 北海道ブロック会議

議長 佐藤



恵庭市遠藤牧場事件

（恵庭市「障害者虐待」隠ぺい事件）弁護団

団長 船山 暁子



聴覚障害者の裁判傍聴における手話通訳者の公費負担配置に関する要請書

日頃から障害児・者の権利擁護及び障害があっても障害のない人々と同様の傍聴等の実現に向けた取り組みに厚くお礼申し上げます。

D P I 北海道ブロック会議は、障害者基本法が目的としている「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため」の取り組みを進めている障害当事者団体です。

さて、本年6月17日に、最高裁判所が7月3日に予定されているいわゆる旧優生保護法違憲訴訟の判決期日において、傍聴人向けの手話通訳者を公費負担で配置すると公表しました。

また、一部報道によりますと、最高裁判所は、全国の裁判所に対して「同じような事情がある裁判では公費負担で手話通訳者を置くことも選択肢の一つとして考えられる」などと周知したということです。

私たちとしては、現在貴庁に係属している知的障害者3名を原告とし、恵庭市ほか2名を被告とする、いわゆる恵庭市遠藤牧場事件（恵庭市「障害者虐待」隠ぺい事件）（令和5年（ワ）第1781号 損害賠償請求事件）について、これまでも傍聴しておりましたし、これからも傍聴したいと考えております。

この事件は、障害当事者が原告となり、傍聴人にも聴覚障害者を含む障害当事者が多数存在している点で、まさに、最高裁判所が周知したとされるところの、「同じような事情がある裁判」にあたると考えられます。

つきましては、この事件について、次回期日（本年9月4日15時）から、手話通訳者を公費負担で配置下さいますよう、お願い申し上げます。

以上